



(計100点)

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 類似業務     | 営農（栽培）及び生産組織支援等に係る各種業務 |
| 対象国／類似地域 | ラオス／全途上国               |
| 語学の種類    | 英語                     |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ラオスにおける農林業はGDPの約3割、就業人口の約6割を占める主要産業である。しかし、ラオスは国土の約8割が山岳に覆われているため、農業が営まれる環境には制約があり、耕地面積は国土の約5%、乾季灌漑面積は水田面積全体の約10%強に留まっている。

同国では1990年代から灌漑施設整備を行い灌漑面積拡大に努めてきたが、国の財政難から灌漑施設の財産権だけでなく、操作管理や運営管理に関する権利と義務を農民組織(農民で構成された水管理グループ)に移譲・移管する「IMT(Irrigation Management Transfer)施策」を推進してきた。しかし、農民の灌漑施設の維持管理能力が確保されないままに移譲されたため、老朽化した分水ゲートやポンプといった施設機械類が修理されない、幹線・末端水路の整備が不十分、水配分の方法が理解されていない等の理由から必要な灌漑用水の供給が出来ず、計画灌漑面積に比べ実際の灌漑面積が年々減少しているのが実態である。

これらを背景に、ラオス政府の要請に基づきJICAは2010年11月から2015年11月の5年間の予定で「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）を実施中である。プロジェクトは、ベトナム、タイにつながる東西回廊が通過するなど地理的条件に恵まれているサバナケット県の2つの郡に設置したモデル地区（5地区）において、農民の参加による幹線水路と末端水路の整備、水管理グループへの運営指導及び商品作物振興のための営農の改善、生産組織化等を通じて、県と郡の農林事務所職員の能力向上及び水管理グループ等の組織の強化等を図ることを目標に、3名の長期専門家（チーフアドバイザー／制度化、水管理／末端水路整備、業務調整／研修計画）を派遣し、農林省灌漑局、普及局、サバナケット県農林局（以下、「PAFO」という。）、及び、サイブリ郡とチャンポン郡の各郡農林事務所（以下、「DAFO」という。）をカウンターパート（以下、「C/P」という。）機関として実施している。

営農分野については、これまで営農指導専門家を2回（2011年5月～7月、2011年10月～2012年3月）、営農計画改善専門家を1回（2012年9月～2013年3月）、普及手法専門家を1回（2013年6月～7月）、商業的農業生産・生産組織化専門家を1回（2013年10月～12月）、営農専門家を2回（2013年6月～2014年3月、2014年6月～2015年3月）派遣している。これらの専門家派遣を通じてプロジェクトでは営農類型調査、土壌調査、国内外の農産品の市場調査を行っており、その調査結果に基づき2014年には商品作物として可能性のある栽培重点作物を選定、農民のスタディグループが設置された。また、営農計画改善専門家の活動により、これらの営農類型を普及させるための5か年活動計画も作成され、同計画に

基づき活動を実施してきたところである。

本専門家は、長期専門家及びC/Pと協働で商品作物の営農類型普及に向けた5か年活動計画を踏まえつつ、2014-2015年乾季作の情報収集と成果取りまとめを行い、商品作物の栽培及び商品作物生産のための生産組織化（既存の生産組織の強化を含む）等について農民への助言・指導を行い、その手法のC/Pへ技術移転を図るものである。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、担当分野に係る技術移転を行う。なお、稲以外の作物や野菜類の新規導入や栽培改善に関する助言・指導に特に注力し、情報収集にあたっては、2014年6月から3月に派遣された営農専門家の2013-2014年乾季作の栽培農地等（以下、「展示圃（試験圃）」という。）の実態整理等を参考にする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2015年4月中下旬）
  - ① プロジェクトに関する既存資料を通じて情報収集及び分析を行い、プロジェクト内容及びラオスにおける当該分野の状況を把握する。
  - ② ワークプラン（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。
  
- (2) 現地派遣期間（2015年4月下旬～2015年9月中旬）
  - ① 現地業務開始時に、ワークプラン（和文）をJICAラオス事務所に提出し、業務内容の確認を行う。
  - ② C/P及びプロジェクト専門家に対してワークプラン（英文）を提出し、現地派遣期間中の業務工程、業務方針の詳細を打合わせる。
  - ③ 2014-2015年乾期作の展示圃（試験圃）での商品作物の栽培等の成果とりまとめのため、以下情報収集、課題把握等についてPAFO/DAFO職員へ助言・指導を行う。
    - ア) 基礎情報：2014-2015年乾期中にモデル地区内に設置されたモデル農家の展示圃（試験圃）の位置、灌漑の方法、水源（雨水、用水、ポンプなど）等の情報。
    - イ) 営農状況・課題：それぞれの展示圃（試験圃）の栽培作物、作物毎の栽培面積、作物毎の生産量、作物毎の生産コスト、作物毎の販売単価、売上金額、販売先等、及び2014-2015年乾期作の営農類型、農産物の需要、農家経済の状況等の情報を踏まえたうえでの商品作物振興を行う上での生産から販売にかけての課題。
    - ウ) 組織化状況・課題：2014-2015年乾期作におけるモデル地区内の生産組織、スタディグループ（プロジェクトが2014年に設置したもの）の活動状況、活動成果等、及びPAFO/DAFO職員が生産組織強化、生産組織立ち上げを行ううえでの課題。
  - ④ 過去2か年の乾季作の展示圃（試験圃）の結果（2012-2013年乾季作及び2013-2014年乾季作の展示圃（試験圃）及び今回取り纏める2014-2015年乾季作の展示圃（試験圃）の結果から、これまでのプロジェクト活動の成果把握を推進するために助言・指導を行う。この際、モデル地区の農民（モデル農家以外の農民を含む。以下同じ。）

への調査票等の配布により成果の把握ができるようPAFO/DAFO職員を指導するとともに、営農類型の把握に留意する。また、稲種子の塩水選と温湯消毒、雨除け栽培、合鴨（アヒル）農法等これまでプロジェクトで助言・指導した営農技術の活用状況、課題等の把握を行う。

- ⑤ 上記③、④の内容をPAFO/DAFO職員及びモデル地区の農民と共有し、2015-2016年乾期作に向けた商品作物生産と販売の課題、課題解決に向けた対応及びそれぞれの作物についての生産組織の強化と立ち上げを検討するワークショップの開催を行うようPAFO/DAFO職員と調整し、開催を支援する。
- ⑥ 稲及び稲以外の商品作物の栽培振興に向けた生産組織化について、PAFO/DAFO職員へ以下項目に係る助言・指導を行う。
  - ア) モデル地区における商品作物の栽培振興のための、生産組織立ち上げの目的、方法、手順等の整理（注、過去の営農専門家により整理された既存の調査結果を参考とする）。
  - イ) モデル地区における生産組織（スタディグループを含む。以下同じ。）の強化及び立ち上げ。そのための、個々の生産組織等との勉強会の開催、規約の改善又は策定（注、水利組織と財務・会計が異なる場合は財務・会計について確認し、必要に応じて助言する）。
  - ウ) 上記ア）、イ）の活動及びこれまでのプロジェクトの活動等を踏まえた生産組織強化・立ち上げマニュアル（案）の作成。
  - エ) 上記ウ）のマニュアル案をモデル地区の農民（モデル農家以外の一般農民を含む）と共有し、意見を聴取するためのワークショップの開催。同ワークショップでの意見等を踏まえた同マニュアル（案）の修正。
- ⑦ 市場調査、市場調査（マーケティング）マニュアル（案）の作成についてPAFO/DAFO職員へ以下項目に係る助言・指導を行う。
  - ア) モデル地区の農民を巻き込んだ市場調査の実施、市場調査の結果等の整理・分析、結果を関係者で共有するワークショップの開催。
  - イ) これまでのプロジェクトが実施した市場調査、市場調査の研修等を踏まえた、市場調査マニュアル（案）の作成（市場調査の目的、手法、留意事項等を記載）（注、市場調査マニュアル（案）の作成にあたっては、農民、生産組織等が活用することに留意し、図等を用いてわかりやすい記述となるよう留意する）。
  - ウ) 上記イ）で作成した市場調査マニュアル（案）について、モデル地区の農民と共有し、意見を聴取するためのワークショップのサイブリ郡及びチャンポン郡での開催。同ワークショップでの意見等を踏まえた同マニュアル（案）の修正。
- ⑧ モデル地区における栽培技術の改善のための研修についてPAFO/DAFO職員へ以下項目に係る助言・指導を行う。
  - ア) モデル地区の農民向けの品目別の栽培技術の研修実施、モデル地区の展示圃（試験圃）又は栽培農地における現地指導（注、この際、2014年に作成された雨季作における栽培マニュアル（案）を研修教材として活用する）。

イ) モデル地区の農民とともに行う商品作物の販売方法等の検討、実施。

- ⑨ 既存の営農分野のガイドライン（案）について、上記③から⑧の活動、プロジェクト他専門家との協議等を踏まえ営農分野のガイドライン（改訂案）を作成する。その過程で、PAFO/DAFO職員へ助言・指導を行う。
- ⑩ ③～⑧の研修及び現場指導等に必要な資機材・簡易な施設などについての整備計画を作成するとともに、活用方法等について助言・指導する。
- ⑪ 現地業務結果報告書（英文）をプロジェクト専門家と協議の上作成する。作成した報告書は、C/P機関及びJICAラオス事務所に提出し、内容を説明する。

(3) 帰国後整理期間（2015年9月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出及び報告を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）とする。

(1) ワークプラン

和文4部(JICA農村開発部2部、JICAラオス事務所、C/P1部)

英文6部(JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関4部)

(2) 現地業務結果報告書

英文 6部(JICA農村開発部、JICAラオス事務所、C/P機関4部)

なお、現地派遣期間中に作成する以下①～③を報告書に添付すること。

① 生産組織強化・立ち上げマニュアル(案)

② 市場調査マニュアル(案)

③ 営農分野のガイドライン(改訂案)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 4部 (JICA農村開発部2部、JICAラオス事務所2部)

上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(ワード、パワーポイント、エクセル等の電子ファイル含む)も併せて提出すること。

また、現地派遣期間中にかかる業務月報を作成し、JICAラオス事務所及びJICA農村開発部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の

航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2015年4月26日～9月19日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー／制度化（長期派遣専門家）
- ・ 水管理／末端水路整備（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整／研修計画（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

サバナケット県農林局内プロジェクトオフィスにおける執務スペースが利用できます（ネット環境完備）。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8452）にて配布します。

- ・ プロジェクトが作成した研修教材
- ・ ベースライン調査報告書
- ・ 短期専門家報告書

② 本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト概要（<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000232/>）
- ・ プロジェクト基本情報（<http://www.jica.go.jp/project/laos/014/index.html>）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ラオス国内での作業においては、JICAの安全管理措置を遵守するとともに、JICAラオス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上